

令和5・6年度
川崎市競争入札有資格業者名簿登録業者 様



COLORS,
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

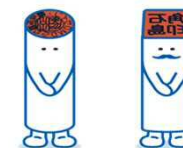
電子契約の利用に当たって

— 川崎市財政局資産管理部契約課 —

令和5年3月

GMOグローバルサイン・ホールディングス
電子契約事業部

電子印鑑なら
GMOサイン



川崎市では、令和5年4月1日以降に契約を締結する契約のうち、財政局資産管理部契約課が手続を行う契約について、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社が提供するクラウド型電子契約サービスを利用して、電子契約を導入いたします。この資料は、川崎市との契約で、電子契約を利用する川崎市競争入札有資格業者名簿登録業者様向けに、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社と川崎市財政局資産管理部契約課で作成したものです。

会社紹介

- 1 電子契約とは
- 2 電子契約の流れ
- 3 契約締結の流れ
- 4 電子署名の確認方法
- 5 困った時は

会社紹介



GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

| | |
|----------|--|
| 本社所在地 | 東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー |
| 事業内容 | クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした 各種インターネットソリューションの開発・運用 |
| 代表者 | 青山 満 |
| 設立 | 1993年12月 |
| 資本金 | 9億1,690万円(2019年12月) |
| 従業員数 | 社員932名(2019年12月) |
| 株式 | 東京証プライム(証券コード 3788) |
| 加盟団体(抜粋) | 日本ネットワークセキュリティ協会 トラストサービス推進フォーラム デジタルトラスト協議会 |



クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、
幅広いラインナップでお客様のビジネスを支えています。

クラウド・ホスティング事業

- 販売実績24年
- ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上

セキュリティ・電子認証事業

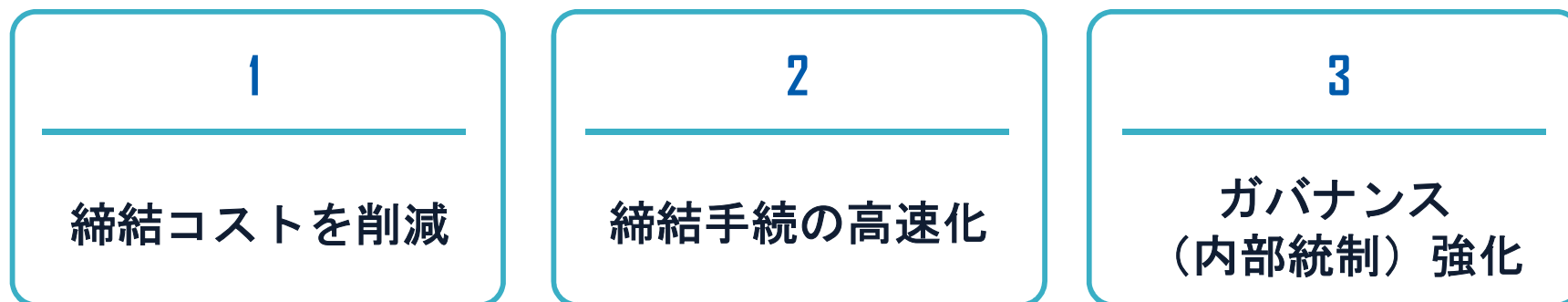
- 電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上
- SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上
- 国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3



1 電子契約とは



電子契約の主なメリット



| | 紙の契約 | 電子契約 |
|-----|-----------|-------------|
| 形式 | 紙の書面 | 電子データ (PDF) |
| 押印 | 印鑑 or サイン | 電子署名 |
| 送付 | 送付・持参 | インターネット |
| 保管 | 書棚 | サーバー |
| 印紙 | 必要 | 不要 |
| 証拠力 | あり | あり |

契約は「当事者の意思の合致」で成立

契約書に記名押印または、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じなければ契約は確定しない。（地方自治法234条第5項）

本人の押印があれば、本人の意思と推定される

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。（民事訴訟法228条4項）

 導入団体



全国 30 公共団体で導入決定 200以上の実証実験を実施

(2023年2月時点)

【関東】

- 群馬県
- 埼玉県・坂戸市
- 東京都
(ビジネスチャンス・ナビ)
- 神奈川県・川崎市
- 神奈川県・横須賀市
- 神奈川県・茅ヶ崎市

【近畿】

- 大阪府・豊中市
- 大阪府・東大阪市
- 兵庫県・たつの市
- 兵庫県・宍粟市

【中四国】

- 山口県

【中部】

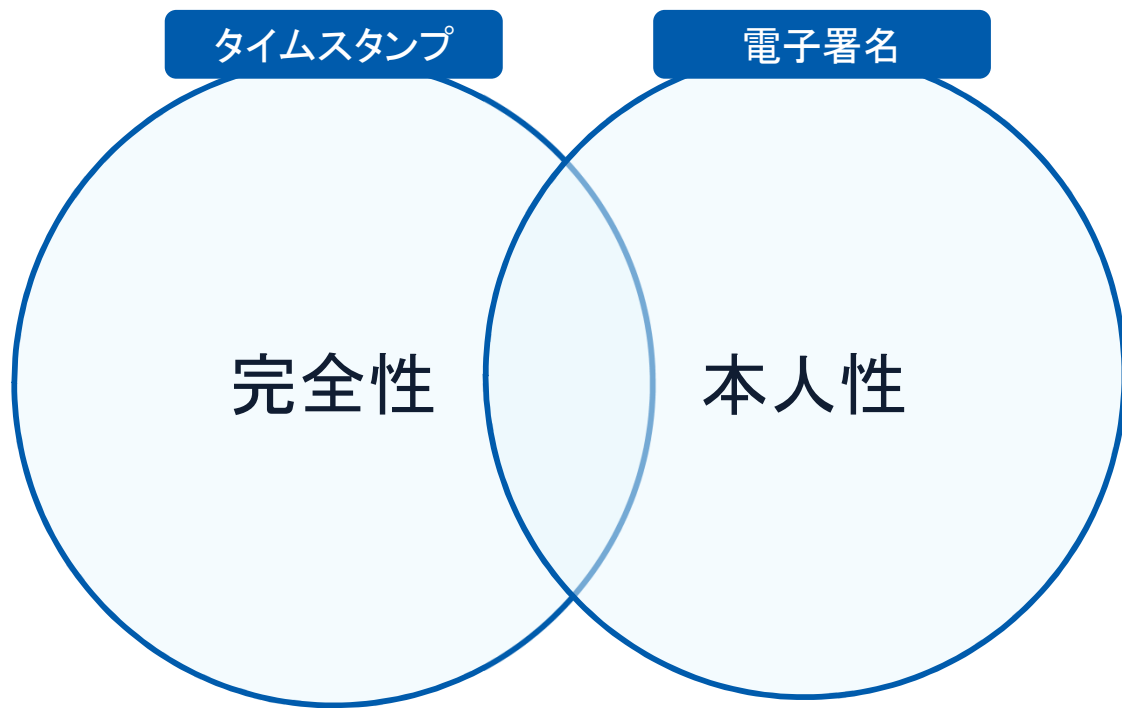
- 新潟県・三条市 **(国内初)**
- 福井県・坂井市
- 愛知県・豊田市
- 三重県・いなべ市

【九州】

- 福岡県・福岡市
- 佐賀県
- 大分県
- 鹿児島県・奄美市

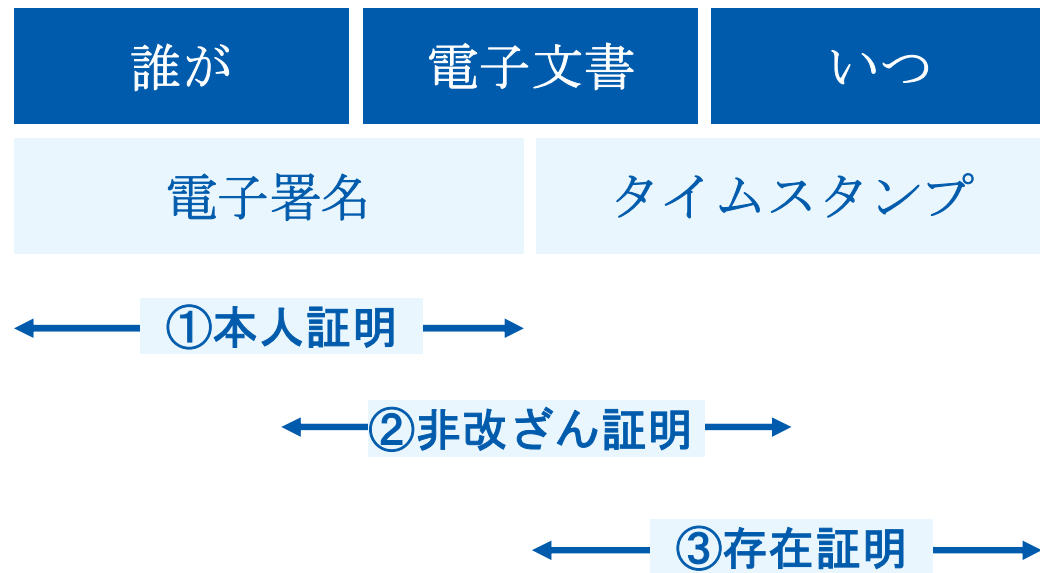
(導入公表済みの団体・一部抜粋)

電子契約とは 法的効力を証明する仕組み



その文書が改ざん
されていないこと

本人が確かにその
文書に署名したこと



3つがそろうことで、
法的効力の高い電子契約となる

国税関係書類の電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。
結論、GMOサインは電子帳簿保存法に標準対応しております。

| 電子帳簿保存法第7条の要件 | GMOサインの対応状況 |
|---|---|
| <p>① 措置</p> <p>認定タイムスタンプの押印 及び 記録保存者の情報を確認できるようにすること（規則8条1項1号）又は 正当な理由のない訂正・削除の防止に関する事務処理規程の運用・備付（同2号）</p> | <p>日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認</p> |
| <p>② 場所</p> <p>国税に関する法律が定める「保存場所」（規則8条1項） ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。</p> | <p>システムから電子契約をディスプレイに出力</p> |
| <p>③ 期間</p> <p>国税に関する法律が定める「期間」（規則8条1項）</p> | <p>法人事業者の場合、7年間 （欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間）</p> |
| <p>④ 保存</p> <p>1) 見読性の確保（規則3条1項4号） 2) システム概要書類の備付（規則3条1項3号イ） 3) 検索機能（規則3条1項5号）</p> | <p>1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 文書名、契約相手、期間、金額等により検索が可能</p> |

参考

（国税庁）電子帳簿保存法について <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/>

①承認制度の廃止

- ・ 3カ月前の事前申請が廃止
- ・ 電帳法に対応した会計システム、スキャナ等で速やかに電子保存が可能

②タイムスタンプ要件の緩和

- ・ スキャンニング時の受領者署名が不要
- ・ タイムスタンプ付与期間が3日→約2カ月以内に変更
- ・ 電子データの修正・削除をしたことをログに残せるシステムの場合、タイムスタンプ不要

③検索要件の緩和

- ・ 検索要件が「取引年月日・取引金額・取引先」のみに
- ・ 範囲指定、項目の組み合わせの設定機能が不要

※国税庁の要求による電子データのダウンロードに応じる場合

④電子取引データの電子保存義務化

- ・ 電子取引データの紙での保存は不可
- ・ 改正以降、電子保存が義務化

参考

(国税庁) 電子帳簿保存法について <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/>

印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には、...印紙税を課する。」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的を実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット

2 電子契約の流れ



(1) 電子契約の対象となる契約

川崎市の電子契約について

川崎市では、令和5年4月1日以降に契約締結を行う案件のうち、財政局資産管理部契約課が入札・契約手続きを行う、工事請負契約、業務委託契約及び製造請負契約・物件買い入れ契約等（以下「物品契約」という。）については、基本的に電子契約で締結します。

契約の締結は、受注者の同意のもとに行います。受注者の事情等により、従来どおり紙文書での契約の締結も可能です。

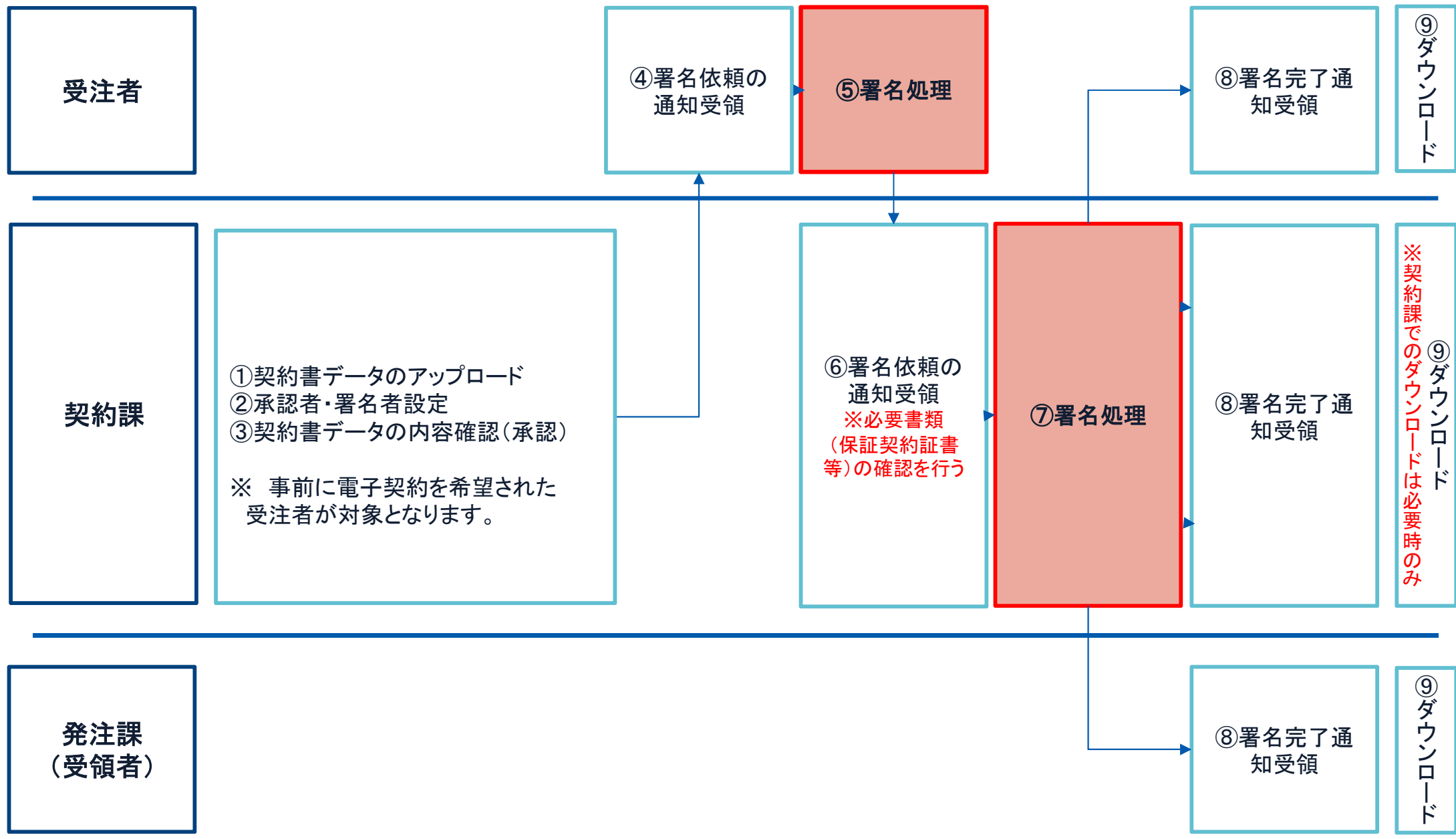
落札決定後、契約課の担当者から電話で「電子契約」を希望するかどうか、確認の電話を入れますので、御回答をお願いいたします。

なお、契約課では取扱いませんが、次のとおり法令等により電子化できない契約もあります。

【参考：電子契約対象外】

| 文書名 | 根拠法令 | 改正法施行予定 |
|---------------------|--------|-------------|
| ①特定商取引（訪問販売等）の契約等書面 | 特定商取引法 | 令和5年6月に改正予定 |
| ②事業用定期借地契約 | 借地借家法 | 電子化の予定なし |

電子契約の流れ (2) 電子契約までの流れは、次のとおりです。



(3) 受注者に次のような署名依頼メールが届きます。

メール件名：「川崎市役所 様より5051123456〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇契約への署名依頼が届いています」

メール差出元：「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします。
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます。

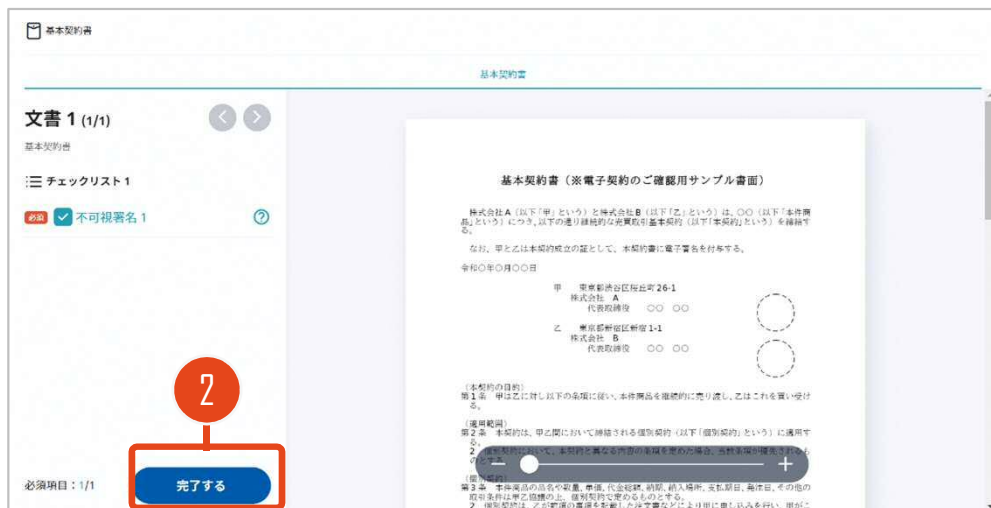
ア 業者登録時に申請されたメールアドレス（委任先情報のメールアドレス）に、契約書の確認依頼のメールが届きます。

イ メールの件名等は、上記に記載のとおりとなります。

ウ メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容の確認をお願いいたします。

エ 確認して問題がなければ、署名を行ってください。仮に問題があった場合は、お手数ですが、至急担当まで電話により連絡くださるようお願いいたします。

(4) 契約書の内容を確認します。



操作手順

- 1 契約書の内容を確認してください。
 - 2 内容に問題がなければ、「完了する」を押します。
 - 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です。
- ※ 内容に問題がある場合は、至急契約課まで御連絡ください。

不可視署名について

- 印影の不要な「不可視署名」となります。
- 印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

(5) 署名済文書の御案内のメールが届きます。

メール件名:「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元:「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

① 受注者、発注者双方の署名完了後、上記の件名及び差出元の例に示したような電子署名完了のお知らせが、受注者及び市側の双方に電子メールが届きます。その内容は、右の記載例のとおりです。

② メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が行われた契約書をダウンロードできます。

【御案内のメールの例】

電子印鑑なら
GMOサイン

株式会社〇〇
鈴木 太郎様

すべての手続きが完了しました。
署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。

ダウンロード

封筒: 5050000111 電子契約サービス委託
文書:
・電子契約サービス委託
ダウンロード有効期間: 14日間

(6) 契約書のダウンロード方法


① 「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。

② 再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のPDFデータをダウンロードして、保管してください。

③ 契約書を「ダウンロード」できる期間は、前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが到着してから、2週間です。期限を過ぎるとリンク先には、次のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。必ずダウンロードして保管するようお願いいたします。



署名完了後の文書の状態

| 仮 契 約 書 | |
|---|--|
| 年度 | 契約番号 |
| 1 件 名 | |
| 2 履行場所 | |
| 3 契約金額 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額) |) |
| 4 履行期限 | 年 月 日 |
| 5 特約条項 | |
| 本契約を締結するまでの間に、契約者になろうとする者に著しく信義に反する行為があったことが明らかになったときは、川崎市はこの仮契約を解除することができる。 なお、この条項により仮契約を解除した場合においては、川崎市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。 | |
| 上記の請負契約については、川崎市契約条例第5条の規定により、議決がなされたときに本契約を締結することができるものであり、川崎市契約規則第31条の規定により本書又は本書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を交付し、又は提供するものとする。 | |
| 年 月 日 | |
| 様 | |
| 川崎市長 |  |

不可視署名について

- 1 印影はありませんが、「電子署名情報」、「タイムスタンプ情報」が付与されています。
 - 2 印影のある署名（可視署名）と同様に契約が締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。
 - 3 電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerの電子署名パネルで確認ができます。
- ※ 契約課では、その他GMOサインの「文書管理内」プレビュー、契約締結時に発行される「電子契約締結証明書」から確認できます。
(「4 電子署名の確認方法」参照)

印影はありません。（不可視署名）

4 電子署名の確認方法

電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1 : GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:
信頼ソース取得元 : Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません。
署名者の ID は有効です
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
署名は LTV 対応です

▼ **署名の詳細** **日時情報**

理由: **氏名様** **メールアドレス** が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'

フィールド: FIELD_2336416_0 (不可視署名)

このバージョンを表示

> バージョン 2 : SEIKO Timestamp Service, Accredited A2W03-008 により署名済み

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。

署名パネルボタン

すべての署名が有効です。

工期は次のとおりとする。

着手 : 契約成立の日又は工事許可日から 30 日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し: 完成の日から 日以内

第3条 (代金)

請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円

第4条 (注文者の負担)

建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

契約書(原本)

2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)

天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを備することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

電子署名の確認方法②

【契約締結証明書で確認】

- 1 プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 2 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 3 契約締結した書類に関しては、左下に紐づけするIDが表示されます。

GMOサイン 電子契約締結証明書

文書名 経営委任契約書_001
管理番号 0000015
文書作成者 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
文書作成者メールアドレス
締結証明書ID 7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

| 操作日時 | 署名方法 | 署名者情報 |
|--|--------|---|
| 2020/07/31 20:09(JST) 123.234.12.34 | 実印タイプ | CV GMO 本部 O GMOクラウド株式会社 OE ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP |
| 2020/07/31 20:09(JST) 111.23.45.67 | 契約印タイプ | GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou@gmocloud.com |
| 2020/07/31 20:09(JST) 10.0.200.30 | 契約印タイプ | GMO 花子 09012345678 |

署名済みであり、すべての署名が有効です。 署名パネル

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し: 完成の日から 日以内
第3条(代金)
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円
第4条(注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

契約書(原本)

第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

契約締結証明書ID と一致します
7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

5 困ったときは

不明な点は、お問い合わせください。

【電子契約の運用等に関する質問】

■川崎市財政局資産管理部契約課 調整係 電話：044-200-3695
土木契約係 電話：044-200-2099 物品契約係 電話：044-200-2093
建築契約係 電話：044-200-2101 委託契約係 電話：044-200-2097
各係共通 F A X：044-200-9901 E-Mail 23keiyak@city.kawasaki.jp
受付時間：8:30-12:00 13:00-17:15 （土日祝日は除きます。）



【電子契約サービスの操作、不具合等に関する質問】

- 電子印鑑GMOサイン 運営事務局
- ・電話番号 03-6415-7444
 - ・受付時間 10:00-18:00 （土日及び祝日は除きます。）
 - ・担当者 銚川（かながわ）
 - ・メールアドレス sales@cs.gmosign.com
 - ・お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

GMOサイン

検索